

平成28年度

第10回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成29年1月31日

平成 28 年度 第 10 回越知町農業委員会総会会議録

平成 29 年 1 月 31 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 29 年 1 月 31 日（火） 午前 9 時 00 分～9 時 30 分

2 出席委員（13 名）

1 山崎 耕助	2 藤原 幸子	3 松井 邦夫	4 中内 京子
5 楠瀬 克之	6 齋藤 秀夫	7 齋藤 俊彦	8
9 大原 利武	10 片岡 政彦	11 和田 昌夫	12 片岡 久一郎
13 岡林 富士男	14 須内 啓次		

欠席委員（1 名） 箭野正昭

事務局職員出席者（2 名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳

3 本会に出席を求めたも

4 議事

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 26 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び会議 午前 9 時 00 分

会 長 おはようございます。9 時になりましたので始めます。29 年初めての委員会です。お忙しい所ありがとうございます。インフルエンザが流行ってるそうなので、健康に気を付けて 頂きたいと思います。本日は箭野委員が欠席でございます。本日の署名委員は楠瀬委員、齋藤秀夫委員お願いいたします。それでは、議案に入ります。議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 はい説明します。番号 1、譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さん、調査委員は須内委員をお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇60 番、地目は台帳現況共に田、面積は 998.00 ㎡、事由は贈与です。合計田が 1 筆の 998.00 ㎡です。尚、この件は農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に該当していない事は書面にて確認しております。以上です。

会 長 それでは、調査委員の須内委員をお願いします。

14 番委員 はい、1 月 28 日に調査してきました。場所は〇〇の〇〇川の近くの早稲の田んぼの側になります。周囲は全て田んぼで、北側だけ一部一段上がっている土地なので斜面に一部お茶が植わっちゃう程度です。以前から〇〇さんが耕作されてますし、なにも問題ないと思います。それと尚もう 1 点、写真の方はいいんですが地図のコピーの方がちょっと勝手に違ってまして印刷が切れちゃう所ぐらいが正解です。

局 長 住宅地図の方がもうちょっと端の方にずれます。申し訳ないです。

会 長 ただ今、調査委員の須内委員から報告ございました。この件についてみなさんのご意見伺います。

(質問、意見なし)

はい、それでは議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方挙手。

(全員挙手)

はい全員です。

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 はい説明します。番号 1、譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。調査委員は山崎委員をお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇1331 番、地目は台帳現況共に田で、面積は 195.00 ㎡の内の 128.82 ㎡、宅地にするための転用となっております。他に田が 2 筆ありまして合計田が 3 筆の 266.06 ㎡になっておりま

す。

2番はこちらは貸借での申請となっております貸し人が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、借り人が〇〇〇〇さんで調査委員は藤原委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇263番3、地目は現況台帳共に畑、面積は448.00㎡となっております。こちら宅地にする為の転用となっております。合計畑が1筆の448.00㎡です。現地の写真・切図等をつけておりますので、場所の方そちら参考にして下さい。以上です。

会 長 はい、それでは2番、藤原委員お願いします。

2番委員 はい28日に調査してきました。これは県道〇〇線の道路からすぐ北側になる所ですが現在は耕作はされてなく原野状態です。東側は町道〇〇線で県道から下の〇〇に抜ける道です。西側は〇〇さん、〇〇さん共有の畑になってます。南側は〇〇さん所有の駐車場と住宅、それと北側も〇〇さん所有の畑です。今、使用貸借と言われましたけども〇〇さん、〇〇さんのお孫さんになるようです。〇〇さんは。こちらへ家を建てたいという事で、おじいさん、おばあさんが土地を提供するという事のようにです。なんら問題ないと思います。以上です。

1番委員 はい、それでは1番を私の方から説明します。3ヶ月ぐらい前に農業振興地域の農用地除外で出ておりました〇〇の事務所から150m、200mぐらい上にいった上流の右側です。今、〇〇線に抜けちゅう林道がございますが、その手前側です。西側は〇〇氏の農地です。南側につきましては県道〇〇線、北側東側は申請者所有の農地となっております。〇〇氏に再度確認しました所、宅地にしてもなんら問題ないという返答をもらいました。あとは県道とか本人所有の土地ですので、別に宅地にしても何ら問題ないと思います。現在、農地できれいにされておりますが何も作付されておられません。以上です。29日に調査してきました。

事務局 すみません。説明の訂正をさせていただきます。先ほどの訂正の中で譲渡と貸借の方が逆になっておりまして、番号1の〇〇さんから〇〇さんへの方が貸借なんですけれども、2番の〇〇さんから〇〇さんへの方は譲渡になっておりましたので、申し訳ありません。説明が間違っておりましたので訂正させていただきます。以上です。

会 長 はい、ただいま調査委員の方から報告がございましたがこの件についてみなさんのご意見を伺います。

(質問、意見なし)

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方挙手お願いします。

(全員挙手)

はい全員です。

議案第 26 号 越知町農用地利用集積計画について(協議)です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長より諮問があった件で協議を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい説明させていただきます。番号 1、貸し手は〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借の再設定で、期間は平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の 1 年間となっております。土地の所在地番は〇〇字〇〇1265 番、現況地目は田、面積は 413.00 ㎡です。他に田が 1 筆で合計田が 2 筆の 1262.00 ㎡となっております。2 番、貸し手は〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借の再設定で、期間は平成 29 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日の 3 年間となっております。土地の所在は〇〇字〇〇488 番、現況地目は田、面積は 1325.00 ㎡です。他に田が 1 筆の合計田が 2 筆 1939.00 ㎡となっております。尚、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている事を確認しております。以上です。

会長 議案第 26 号につきましては協議事項でございますので協議の方をお願いします。新規就農したがかね。〇〇さんが。

2 番委員 そう。今までも作りよったけど。〇〇がある、あの前みたいな。

会長 はい、議案第 26 号 越知町農用地利用集積計画(協議)でございました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい全員です。ありがとうございました。

以上、議案につきましては本日 3 件でしたので、議事については終わります。

その他の件に入ります。小休します。

閉会 午前 9 時 30 分